

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和元年8月26日(月)

午前10時開会, 午後0時23分閉会

場 所 第2委員会室

-
- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
 - (1) 教育委員会関係
 - (2) 保健福祉部関係
 - (3) その他
 - 4 閉 会

出席委員(8名)

委員長	福田	一夫
副委員長	矢口	勝雄
委 員	田子	優奈
委 員	奥谷	崇
委 員	目黒	英一
委 員	塚原	圭二
委 員	下村	壽郎
委 員	鈴木	一彦

欠席委員(なし)

説明のため出席した者(17名)

教育長	井坂	隆
教育部長	羽生	元幸
参事	菊池	正和
教育総務課長	平井	康裕
学務課長	元川	宏
文化生涯学習課長	中澤	達也

スポーツ振興課	根本 卓也
国体推進課長	北島 康雄
指導課長	中山 弘
第一学校給食センター	沼崎 俊明
第二学校給食センター	多田 宏
保健福祉部長	川村 正明
社会福祉課長	長谷川 雄一
障害福祉課長	加藤 史子
こども福祉課長	藤井 徹
高齢福祉課長	水田 和広
国保年金課長	菊田 宏巳

事務局職員出席者

係 長 小野 聡

傍聴者 (なし)

○**福田委員長** ただ今から文教厚生委員会を開催いたします。まず、教育委員会から行います。協議及び報告事項に入ります。まず、議案関係（１）土浦市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正について、執行部より説明をお願いします。

○**元川学務課長** 学務課でございます。資料１頁をお願いいたします。まず、改正の趣旨でございますが、子ども・子育て支援法の一部改正に伴いまして、本年１０月より幼児教育の無償化が開始となりますことから、市立幼稚園２園（土浦幼稚園・新治幼稚園）の在園児の保護者に対する保育料、及び、預かり保育料の規定について、本条例の一部を改正するものでございます。改正の具体的な内容につきましては、３頁以降の新旧対照表をお願いいたします。「見出しの追加」や「読み替え箇所の特記」、「字句の修正」の他、保育料無償化に伴い、第３条から第１１条までの保育料の徴収、納入、返還などに関する規定を削除し、同じ範囲内にございます預かり保育料の徴収、返還などに関する規定を、第２条第２項以降に加えるとともに、第１２条の委任に関する規定を第３条に繰り上げるものでございます。本条例の施行日につきましては、令和元年１０月１日からの施行となります。なお、保育料の無償化により保育料の保護者負担額を「０」とすることや、保育の必要性が認められる場合に、月額１１,３００円を上限として預かり保育料を無償とする手続き等につきましては、別途「土浦市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則」の改正を行う予定でございます。説明は以上でございます。

○**福田委員長** 質問はありますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○**福田委員長** それでは次、議案関係（２）土浦市立土浦市民会館条例の一部改正について、執行部より説明をお願いします。

○**中澤文化生涯学習課長** 資料の７頁をお願いいたします。土浦市立土浦市民会館条例の一部改正についてですが、土浦市民会館については、現在、大規模改造工事を実施しているところでございますが、工事完了後は施設・設備が更新されますことから、利用料金を改め、合わせて条文についての一部修正を行うため、本条例を改正するものです。施行日は、市規則で定める日となります。改正の内容でございしますが、（１）は、利用料金の値上げ及び外税から内税への変更でございします。（２）は、減免基準の明確化を図るための基準を規定するものです。（３）は、第７条と１４条について、文言の修正を行ったものです。詳細につきましては１４頁、１５頁の新旧対照表をご参照願います。なお、（１）の利用料金の値上げでございしますが、施設に係る利用料金の表は、９頁から１２頁にございします。県内文化ホールの利用料金などと比較検討し、大ホールと会議室等につきましては、賄い率を基に、現行料金よりも約１５％、小ホールにつきましては、約３０％の増額となっております。また、附属設備の利用料金は、照明設備は１.８６倍、音響設備は１.３８倍と他市よりも高いことから、消費税増額分のみの価格改定となっております。説明は以上でございします。よろしく願います。

○**福田委員長** 質問はありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 福田委員長 大規模改造に伴い、例えば音響が良くなるかありますか。
- 中澤文化生涯学習課長 今回舞台機構の改修工事も行いますので、音響機器もスピーカーと古かったものを最新のものにします。音響等は良くなるものと予想してございます。
- 福田委員長 舞台は変わるんですか。
- 中澤文化生涯学習課長 ステージは現況のままですが、反響板とかは新しいものにします。左右の周り等はそのままとなります。市民会館のホールの反響環境はいいものでありますので、そのまま生かしていきたい。
- 福田委員長 緞帳は。相当古いですね。
- 中澤文化生涯学習課長 クリーニングということで再利用させていただければと思います。新品で買いますと価格が相当かかりますので。開館当初からのもので。実はこの緞帳非常に良いもので、同じグレードで作るとそれこそ億越えしてしまうというものでございます。昔ながらの縦糸と横糸を正確に縫いこんだきっちりとしたもので、ほこり等をとれば十分に再利用できるものでございます。
- 福田委員長 緞帳のクリーニングはどのくらいかかる。
- 中澤文化生涯学習課長 クリーニングの価格については後ほど。
- 塚原委員 小網屋と書いてあるが、あれは取る。そのまま。
- 中澤文化生涯学習課長 そのまま生かしていきたい。刺繍もしっかりしたものですので跡が残ってしまう。見栄えも悪くなってしまう。
- 福田委員長 それでは次、議案関係(3)令和元年度土浦市一般会計補正予算(第4回)案について、執行部より説明をお願いします。
- 平井教育総務課長 議案関係(3)令和元年度土浦市一般会計補正予算(第4回)案について、教育総務課分をご説明させていただきます。資料16頁をお願いします。中学校施設管理事業でございます。1番の補正の理由をお願いします。土浦第四中学校のプールにつきましては、昭和44年に建設しまして、昭和63年に防水シート張を含めた改修工事を行い、改修後30年経過したプールでございます。毎月、学校におきまして実施している施設の安全点検にて、本年2月の点検の際に、資料記載のとおり、配水管の腐食等が生じまして、プールの水が抜けて底面の防水シートが露出した状態が続いたため、防水シートに亀裂が生じた状態が確認されました。こちらについては本年3月の文教厚生委員会において、防水シートの破損状況を報告させていただいております。なお、漏水による地盤沈下の可能性もあることから、今年度、修繕費から予算流用を行い、地盤沈下の状況調査を含めた、詳細設計及び実施設計を行った結果、配水管の新設工事、プール防水シートの改修工事費が確定したことから、2番の補正予算額の記載のとおり、9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、15節工事請負費につきましては、1,900万円の増額補正をお願いするものでございます。工事箇所については、資料17頁をお願いします。(1)改修工事概要をお願いします。図面内の斜線部分が、防水シートの張り替え箇所566㎡、内、網掛け部

分が、基礎とモルタル部分の間に浮きが生じ、補修を行う箇所27㎡です、また、中央部排水口と、丸で囲んだ箇所が、配水管の交換工事を行う箇所でございます。(2)は、防水シートに亀裂が生じ破損した、四中プールの現況写真でございます。なお、今年度は四中プールの使用が出来ないため、(3)令和元年度、第四中学校 水泳授業実施状況に記載のとおり、四中生徒の水泳授業を行なうため、ヒューナックアクアパーク水郷のオープン期間前に、臨時開放日5日間を設定し、7年生4回、8年生4回の、計8回の水泳授業を予定していましたが、雨天等による天候不順の影響もありまして、利用は2日間のみで、利用人数は7年生201人、8年生101人となっております。再度、16頁にお戻り願います。3の、今後のスケジュール(案)ですが、11月から工事開始予定で、来年2月までの4ヶ月間の工事を予定しています。説明は以上です。

- 福田委員長** それでは質問がありましたらお願いいたします。
- 鈴木委員** (3)に実施状況が載っているんですけど、同じように天候が悪くて、新治学園はどのような水泳の授業の実施状態でした？
- 元川学務課長** 昨年は回数がなかなか増やせずいろいろご意見をいただいたところですが、本年は早めに民間の業者との調整をし、今年度は各学年9コマ確保し実施している状況でございます。
- 鈴木委員** 民間の屋内のプールを利用したということですか。四中はそのような水郷以外を使う手立ては検討しなかったのか。
- 平井教育総務課長** 民間のプールにつきましては学務課でも新治学園の予算立てをしているがなかなかコマ数がとれない状況にあります。ヒューナックアクアパーク水郷がコマ数をとれるということでしたので、そちらをまず優先し、教育委員会のバスを3台使い送迎を行った。
- 鈴木委員** 今後四中に限らず、こういった補修が必要と思われるが、費用の面を考えると新治学園にはプールがない形で行くのと、補修を繰り返して使っていくのと経済面では試算はしたことがありますか。
- 平井教育総務課長** 費用対効果につきましては、ほかの市町村でも進めている自治体もございます。これを参考にしながら、プールの防水シートにつきましては、22年から25年の耐用年数というところがあり、こういったケースが修繕として出てくるのが予想されます。そういったことから、費用対効果と各メンテナンスも発生しておりますので、今後試算して検討していきたいと思っております。
- 鈴木委員** 費用対効果の面で新治学園はプールを作らない方が良いという形にしたと思うんですが、今後このような補修補修でプールを維持していくような方向性であれば、新治学園にもプールを作れよという意見が当然住民からも上がってくると思うんで、その辺を数字でわかるようにまとめてほしいと要望しておきます。
- 福田委員長** 他にございますか。では次に参ります。
- 元川学務課長** まずは、幼稚園保育料の現年度分でございますが、先ほどの議案「土浦市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正」でもご説明させていただいたとおり、

子ども・子育て支援法の一部改正により、本年10月から幼児教育の無償化が開始されます。それに伴い、15款使用料及び手数料、1項使用料、8目教育使用料、1節保育料につきまして、歳入として見込んでおりました市立幼稚園2園における本年10月から来年3月までの6ヶ月分の保育料162万3千円を減額補正するものでございます。続きまして、小学校適正配置推進事業につきましては、現在、上大津地区小学校の適正配置について、上大津地区小学校適正配置検討委員会において協議・検討を行っているところでございます。現時点では、神立小学校を除く3小学校を統合することといたしまして、その統合先として、上大津東小学校、土浦第五中学校付近、土浦第五中学校隣接、の3案まで選定しておりますが、最終提言をまとめるに当たりまして、協議が難航している状況でございます。また、統合先の3案について、庁内の各部署に課題等の調査を実施したところ、それぞれの案におきまして、埋蔵文化財包蔵地、農用地除外、森林法届出など、解決すべき様々な課題があることが判明いたしました。つきましては、最終提言に向けて、適正配置の合理性や効率性、確実性を確保する必要があることから、本年5月の事前文教厚生委員会でもご報告させていただきましたが、当初、本年6月に予定しておりました最終提言の時期を延期し、今般、専門的な視点や分析などによる協議・検討が行えるよう、資料作成等を業務委託させていただくものでございます。経費につきましては、当初予算化されておられませんので、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、13節委託料について、190万円の増額補正をお願いするものでございます。資料19頁をお願いいたします。最後に、学校給食費の現年度分でございますが、こちらにつきましても、子ども・子育て支援法の一部改正により、本年10月から開始される幼児教育の無償化によるものでございます。今般の幼児教育無償化に伴い、年収360万円未満相当の市町村民税所得割課税額の合算額77,101円未満の世帯の子どもと、全ての世帯の第3子以降、小学校第3学年修了前の子どもの人数で算定した子どもについて、給食費のうち、おかず等の副食費が免除となります。そのため、22款諸収入、5項雑入、1目雑入、1節学校給食費につきまして、歳入として見込んでおりました市立幼稚園2園における学校給食費のうちの副食費分の19万円を減額補正するものでございます。

○**福田委員長** 質問がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次、報告事項に移ります。(1) いきいき茨城ゆめ国体土浦市開催競技観戦ガイドブックの作成及び配布について、執行部より説明をお願いします。

○**北島国体推進課長** 国体推進課でございます。本市開催競技のルールや見どころ、スタンプラリーの案内など見所満載の内容の観戦ブックを作成いたしました。国体会期中の各競技会場のほか、市内各施設にも設置いたしまして配布を予定してございます。また、2番3番に記載のとおり、このガイドブックの内容を8ページにまとめた概要版を9月上旬号の市報に折り込み、市内全戸配布する予定でございます。議員の皆様におかれましても、このガイドブックを片手に、是非競技会場に足を運

んでいただき観戦していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○福田委員長 質問はありますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 国体推進課長は、この後茨城国体抽選会のため退席となります。それでは次に移ります。(2) 財産の取得〔(仮称) 土浦市立学校給食センター自動手洗い器購入〕について、執行部より説明をお願いします。

○元川学務課長 資料2 1頁をお願いいたします。本件につきましては、財産の取得に係る案件で、契約額が2,000万円以上となりますことから、議会の議決が必要となるものでございます。総務市民委員会の案件ではございますが、文教厚生委員会の所管である学務課の事業ですので、委員の皆様にご報告させていただくものです。こちらの自動手洗い器購入につきましては、現在、建設中の新しい学校給食センターにおいて、調理員が使用する自動手洗い器を購入するものでございます。期間といたしまして、納入期限につきましては、建築工事の工期最終日と同日の令和2年5月29日までとしております。契約金額は、税込みで2,365万円、契約の相手方は、茨城アイホー調理機株式会社を予定しており、契約の方法につきましては、指名競争入札によるものでございます。購入の目的ですが、文部科学省が学校給食センターの運用について定めた学校給食衛生管理基準において、「給水栓・蛇口は直接手指を触れることがないように、肘等で操作できるもの等であること」や「石けん液、消毒用アルコール、ペーパータオル等の衛生器具を常備すること」、また、「調理場等へ入る前の準備を行う前室の手洗い設備には爪ブラシを常備すること」や「他の食品や器具等に触れる前に、手指の洗浄・消毒を行うこと」とされておりますことから、この基準に基づきまして、作業区分ごとの適切な場所に自動手洗い器を設置するものでございます。概要といたしましては、調理場等へ入る前の準備を行う前室に設置するのが、概要に記載されております①から③に記載の自動水栓・自動石けん液・自動消毒液供給装置・爪ブラシ付きのものを14台、前室以外の作業区分に設置する④の自動水栓・自動石けん液・自動消毒液供給装置付きのものを40台、合計54台の自動手洗い器を購入するものでございます。また、参考資料といたしまして、22頁に①から④までの自動手洗い器の写真、23頁に作業区分ごとの各部屋への設置台数、24頁には、設置箇所を表示した図面を添付させていただきました。なお、こちらの自動手洗い器につきましては、事前に土浦保健所により設置箇所等を確認していただき、新しい学校給食センターの建設後にも、土浦保健所による施設の衛生設備の立ち入り検査が行われる予定でございます。

○福田委員長 質問ありましたら。

○鈴木委員 指名競争入札で行われたということでアイホーの他に何社入札に参加しましたか。

○元川学務課長 全部で7社参加がございました。

○鈴木委員 7社については市のホームページに載ってますよね。

○元川学務課長 はい。

- 福田委員長 一人用，二人用，三人用で価格はどのように違ってきているのか。
- 元川学務課長 22ページでご案内しますと，一人用を3台買うよりも三人用を1台の方が若干安い。一人用を2台買うよりも二人用を1台の方が安くなっています。
- 福田委員長 はい，他に質問があればお願いします。
- 目黒委員 一人用のところに爪ブラシがないのは
- 元川学務課長 爪ブラシがついているのは前室用で入念にきれいにしてもらおう。
- 鈴木委員 給食センター関係でほかに備品購入関係はあるのか。
- 元川学務課長 議会案件にはならないがロッカーとか事務用備品等が若干予定しています。
- 鈴木委員 調理に関係するものはだいたい終わっていますか。
- 元川学務課長 調理に関するものは昨年実施したプロポーザルのものと今回のもののみになります。細々したものは調理業者が持ち込んでいただくものところらで購入するものを整理しております。
- 鈴木委員 調理を委託する業者は現在入札を行っていないのですか。
- 元川学務課長 この後ご説明いたしますが，プロポーザルにて実施と考えております。
- 福田委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

- 福田委員長 それでは次に移ります。(3)学校給食費の改定に伴う諮問について，執行部より説明をお願いします。
- 元川学務課長 資料25頁をお願いいたします。本市の学校給食費につきましては，平成4年度に食品価格の物価上昇による改定を実施して以降は，平成9年度と平成26年度に消費税増税分のみの値上げを行い，現在，1～6年生が月額3,900円，7～9年生が月額4,500円となっております。しかしながら，最後に物価上昇による改定を実施いたしました平成4年度から現在に至るまでの間にも，ご飯やパン等の主食や牛乳の価格上昇は続いており，それによって，おかず等にかかる食材費が逼迫してきておりますことから，これまでは食材の選定や献立の工夫等により対応してまいりましたが，現在の給食費で栄養価の維持や安心安全な食材の調達などを行っていくことが困難な非常に厳しい状況となっております。加えて，昨年8月には，文部科学省が学校給食の栄養素ごとの摂取量を定めた「学校給食摂取基準」が改正され，摂取エネルギー等が増やされるとともに，食事内容の充実を図るための新たな規定も設けられました。つきましては，今後も，栄養価を確保し，子どもたちに安全で充実した給食を提供するために，学校給食費の改定につきまして，8月の教育委員会定例会に上程，議決をいただいた上で，同月21日に開催されました土浦市立学校給食センター運営審議会において諮問いたしましたので，ご報告させていただきます。なお，本件につきましては，具体的な金額や実施時期が決まりましたら，改めてご報告させていただきたいと存じます。
- 福田委員長 質問はございますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次に移ります。(4)土浦市立幼稚園の再編計画の変更について、執行部より説明をお願いします。

○**元川学務課長** 資料26頁をお願いいたします。市立幼稚園につきましては、平成28年5月に策定いたしました「土浦市立幼稚園の再編計画」に基づき、質の高い幼児教育の提供や子どもたちのより良い教育環境の整備を目指し、市民サービスの低下を招かないよう十分配慮しながら、また、平成28年10月に設置いたしました土浦市幼稚園連絡協議会において、市立・私立幼稚園や認定こども園の代表者との協議を継続しながら、現在、段階的な適正配置を進めているところでございます。現状といたしましては、現在の土浦幼稚園と新治幼稚園の2園において、在園児数が再編計画策定時の予測よりも減少していることなどから、質の高い教育の提供や教育環境の整備が困難な状況となりつつあり、市立幼稚園における一定の教育水準を維持することが難しくなってきております。特に、新治幼稚園におきましては、資料27頁に記載させていただきましておおり、定員数120名に対しまして、在園児数が平成30年度29名、令和元年度4歳児4名、5歳児12名の16名という状況でございまして、来年度には一定の教育水準を維持できる環境が整わないことが想定されます。さらに、本年10月から開始されます幼児教育無償化が、次年度の新入園児募集に影響を及ぼす可能性もございます。このようなことから、資料26頁の中ほどに「2再編計画の変更事項」として記載させていただきましたが、当初計画では、令和3年度末に土浦幼稚園及び新治幼稚園の2園を廃止する予定でしたが、新治幼稚園につきましては、閉園時期を1年前倒しとする内容に再編計画を変更させていただくものでございます。そのため、新治幼稚園の来年度に向けた4歳児の新入園児募集は行わず、5歳児のみの募集といたしまして、その5歳児が卒園する令和2年度末をもって閉園とするもので、土浦幼稚園につきましては、当初計画どおり、令和3年度末の閉園を予定しております。なお、本件につきましては、8月20日に開催されました教育委員会定例会に上程し、議決をいただいたところでございます。

○**福田委員長** ご質問はございますか。

○**鈴木委員** 新治幼稚園は昭和46～47年にできている。最初の頃は4名という人数は信じられない数字だったが、4歳児で4名という数字を見れば廃止はやむなしかなというところなんですけど、1つは支援を必要とする園児がそのうち2名いる。ということでこの人たちへのケアというかね、その部分をしっかりやっていただくというのが一つめの要望。もう一つは決定されていることなのでどうしようもないことですが、土浦幼稚園の場合は、新治幼稚園と違って、歴史という部分で古さもあるんで、本来であれば廃止を再検討をしていただきたいところであるが、これも園児がだいぶ減ってきているということで厳しい状況ではあるんですけど、本当はね土浦幼稚園は維持したいが、決まったことなので覆すのが容易ではない。幼児教育を土浦市が放棄したととらえられないように、私立の幼稚園とよく連携を取りながら教育水準の維持を図っていただきたいと、これは要望です。

○福田委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 それでは次に移ります。(5)(仮称)土浦市立学校給食センター調理等業務委託プロポーザルの実施について、執行部より説明をお願いします。

○元川学務課長 資料2 1頁をお願いいたします。先ほどお話しができましたが、学校給食センター調理等業務委託につきましてご説明いたします。資料2 8頁をお願いいたします。現在、来年9月の供用開始に向けて、新しい学校給食センターの整備を進めておりますが、当該施設の調理等業務委託業者の選定につきましては、4,000食の3献立と食物アレルギー対応食として、現在の児童生徒のアレルゲンとして最も多い乳と卵の同時除去食の調理能力、衛生管理、作業効率など、様々な視点から業者を選定する必要があります。つきましては、通常の競争入札ではなく、安心安全で質の高い給食を安定的に供給するために、優れた調理技術や衛生管理能力等の実績を有する調理業者を対象といたしまして、学校給食や安全衛生管理に対する考え方などを提案していただくプロポーザル方式により業者の選定を実施するものでございます。委託期間につきましては、令和2年8月1日から令和5年7月31日の3年間で、児童生徒への給食提供は9月からとなりますが、その前の準備期間も含めまして8月1日からとしております。スケジュールといたしましては、本年9月下旬に募集案内を告示いたしまして、10月下旬までに参加表明をいただき、11月下旬から12月下旬にかけて審査を行い、12月下旬には調理業者を決定したいと考えております。なお、選定した業者との契約につきましては、令和2年4月を予定しております。

○福田委員長 質問がありましたらお願いいたします。

○鈴木委員 プロポーザル方式で業者の選定を行うということですが、ホームページ等でも告知はするんでしょうけど、プロポに応募してくるようなレベルの業者は市で把握しているのは何社ありますか。

○元川学務課長 管財課に登録している業者は28社ありますが、内大手で大きなセンターに対応しているのは6社程度という状況にあります。

○鈴木委員 調理委託に関して土浦市内の雇用を期待しているというのが多いが、プロポの点数や条件に入れているのか。

○元川学務課長 鈴木委員のおっしゃるとおり、地元の方の雇用ですとか、現在第1・第2給食センターですでに調理員として働いていただいている方もいらっしゃいます。その辺は雇用の部分で仕様書の方で積極的に地元の方々ということを盛り込むような方向で検討しているところでございます。

○鈴木委員 食材に関しては市の方で入札という方で変わらないか。

○元川学務課長 今まで同様で変わらないです。

○矢口(勝)副委員長 プロポーザル方式による設計者に対して、価格の部分をどう反映させていくというか、選定の仕方を教えていただきたい。

○元川学務課長 価格の部分は大きな要件となって参ります。ただ価格も安ければいい

という訳ではございませんので、審査の中の一部ということで、価格での比較も検討しているという状況にあります。

○矢口（勝）副委員長 つまり提案される企画の内容が良くても、やはり価格も大事ということですよ。

○元川学務課長 様々な要素がありますが、その中の一部ということです。価格も大きな要素ということです。

○鈴木委員 本当は総務委員会の案件になるかとは思いますが、給食センター調理業務委託にかかわらず、このプロポーザル方式というのは、良いようで、私たちから見ると一つ一つの点数が秘密事項で、私たちが知り得ることがない、ある意味ブラックボックス化された業者の選定に取ることができる気がする。一般競争入札とか指名の方がわかりやすい。それはそれで業者のレベルが達していないところを取られても困るということでこういう入札方式になっているんでしょうけど。28社該当があるということで、その辺を注意しながら選定に当たってほしい。

○福田委員長 他に質問はありますか。

（「なし」の声あり）

○福田委員長 それでは次に移ります。（6）平成30年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価報告書について、執行部より説明をお願いします。

○平井教育総務課長 報告事項の（6）平成30年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価報告書についてご説明をさせていただきます。資料は、別冊の資料1、「平成30年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価報告書」をお願いします。報告書2頁をお願いします。点検評価の趣旨につきましては、中断の枠内に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の抜粋が記載されております、第26条におきまして教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について、教育に関し、学識を有する知見の活用を図りながら点検評価を行い、その結果に関する報告書作成し、議会に報告するとともに、公表しなければならないこととなっております。本市におきましては、平成22年度から実施しているものでございます。つきましては、平成30年度の事務の管理及び執行状況について、4. 方法に記載の3名の有識者に事業説明を行ったうえでご意見を伺ったものでございます。報告書の策定にあたりましては、5. 策定経過のとおり6月25日に教育委員会において素案の報告書についてご協議をいただきまして、7月1日に第1回の有識者会議。3頁をお願いします。その後2回の有識者会議にて有識者の皆様よりご意見をいただき、8月20日の教育委員会定例会において議決をいただきましたので、議会に報告させていただくとともに、一般に公表するものでございます。今年の点検評価報告書より、23頁及び24頁をお願いします。第2次教育大綱の基本目標及び5つの基本方針に基づく30の重点施策、185事業を示した、平成30年度教育行政方針の体系図を追記させていただきました。記載の185事業について、次ページ以降の点検評価報告シートを基に、事業内容、平成30年度の活動実績・成果、そして、課題及び今後の取り組みや方向性

を、まとめた報告シートに基づき、有識者の皆様に点検・評価をいただいたところでございます。事務事業の内容や有識者の意見等、報告書の説明は省略させていただきますので、後程、目を通していただければと思います。また合わせまして、2019版の土浦の教育をお手元に配布させていただいておりますので、後程、目を通していただければと思います。よろしく申し上げます。

○福田委員長 それでは質問がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 次に(7)土浦市民会館ネーミングライツ事業スポンサーの募集について、執行部より説明をお願いします。

○中澤文化生涯学習課長 資料の29頁をお願いいたします。土浦市民会館ネーミングライツ事業スポンサーの募集についてご説明いたします。ネーミングライツ事業につきましても、民間企業との協働により、施設の知名度や魅力を高め、また、歳入の確保を図ることから、市民会館のリニューアルオープンに向けて、スポンサーを募集するものです。土浦市では川口運動公園野球場や水郷プール等の運動施設において既に導入した実績がございますが、文化施設では土浦市民会館が初めての事例となります。命名権料につきましても、基準額として年間400万円としております。これまでは「最低落札価格」を定める方式でしたが、今回は基準額とし、400万円以上でも、以下でも応募することが可能ということになります。期間としましては、令和2年4月1日から3年以上の条件となります。募集期間については、今年の11月1日から11月29日までを予定しております。申込方法、周知方法は、記載のとおりです。なお、リニューアルオープンは、令和2年5月24日(日)を予定しております。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○福田委員長 それでは質問がありましたらお願いします。

○塚原委員 基準額の設定方法をお願いします。今までは金額を出してもらって一番高いところでやっているのですが、基準額としては一番高くなっていると思うんですけど、基準額の設定方法はどのような風に。

○井坂教育長 文化施設については、県民文化センターがヒロサワという名前に変わっています。1,000万円なんですけど。それに準じているという形かと思います。土浦市でも全部教育委員会でネーミングライツをやっているんですけど、J:COMは300万かな、それは上回っています。ただ水戸の施設であるケーズデンキとか2,000万で、土浦は安い。この辺は田舎だから来るかどうかはまた問題なんですけど、そういう形で教育委員会の方でも収入を図るということで、いろんな施設について、新治の方も新治電気で50万で安いんですけど、佐野子も30万ですけど、数をたくさん稼いでやる気を見せて、教育委員会もお金を稼ぐ時代だということとを皆さんにアピールするというか、そういう時代なんだろう。

○福田委員長 令和2年から3年以上というのは。

○中澤文化生涯学習課長 ネーミングライツの実施要項というのがございまして、その中の文言で3年以上というのがございまして、3年以上としております。

○福田委員長 3年以上契約しないとということなんですか。

○羽生教育部長 この分につきましては、毎年ネーミングが変わると困るというのもございまして。利用者についても困ってしまうというのがございまして、最低3年間としているもので、相手が5年間と出てくればその分ポイントが高くなるというんですか、私どもとしましては3年以上の方がありがたい。ただ最低3年間という形で決めさせていただいている。

○福田委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 それでは次に移ります。(8)「第88回土浦全国花火競技大会」開催に伴う生涯学習館の臨時休館及び図書館の開館時間の変更について執行部より説明をお願いします。

○中澤文化生涯学習課長 資料の30頁をお願いいたします。「第88回土浦全国花火競技大会」開催に伴う生涯学習館の臨時休館及び図書館の開館時間の変更についてご説明いたします。10月26日土曜日に開催が予定されております全国花火競技大会において、会場付近にございます、生涯学習館につきましては、駐車場が花火大会の臨時駐車場としてこれまでも利用されており、現在のところ生涯学習館の利用申込者がいないことから、昨年度に引き続き今年度も臨時休館とするものです。また、図書館の開館時間につきましては、土浦駅西口のシャトルバスの運行時間が午後2時30分から予定されており、混雑が予想されることから、通常午後6時まで開館しているところを3時間短縮し、午後3時に閉館するものです。なお、アルカス土浦の管理組合では、市民ラウンジやステップガーデン、屋上ガーデンの閉鎖時間を、通常午後8時までのところを午後6時に閉鎖するとのことです。一方、アルカス土浦1階にございます「市民ギャラリー」につきましては、貸しギャラリーの利用者が花火のお客様の来場を見込んでいることや、ペDESTリアンデッキの閉鎖の影響が少ないことから、通常午後6時までの開館といたします。説明は以上です。よろしく申し上げます。

○福田委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 それでは次に移ります。(9)第2期土浦市教育情報化計画について、執行部より説明をお願いします。

○中山指導課長 第2期土浦市教育情報化計画についてご報告いたします。別冊第2期土浦市教育情報化計画をご覧ください。本計画は教育の情報化計画につきまして、今後の取り組むべき課題についての指針を示し、ICT機器を全ての児童が使い、情報を工夫して活用することを基本方針としまして、ICTの活用が感覚的な経験だけに終わることなく、学問の本質である現象の背後にある普遍的な現象について情報を整理し、理解を深める一助になることを期待して策定いたしました。これらの方針を元に第2期の計画におきましてはICT機器を全ての児童生徒が使い、情報を工夫して活用することを目指すことを基本方針と致しまして、児童生徒の活用能

力を高め、プログラミング的思考やICTを活用する力として情報活用能力の育成を目指していきたいと思えます。

○福田委員長 質問がありましたらお願いいたします。

○塚原委員 この情報化計画の8頁に整備状況があると思うんですけど、県・全国と比べても土浦市はこれだけ進んでいるというところをもう少しアピールしてもいいのではないかと。一台入れ始めましたと大々的にアピールしているところがあるが、土浦市は古くなって新しいものと交換しようという段階に入っていると思う。その辺はどのようにお考えでしょうか

○井坂教育長 それについてはそのようなご意見があつて、例えばつくばが電子黒板を進めているが土浦の方がすごいのではないかと市長に話したら、すごいことは言わなくていいんだと。100%は全国一ですから。市長はそういう方針で成果が出ればいいという考えで、宣伝しましょうと何度も言ったがあんまり宣伝しなくていいよと。筑波大でもやっていますよね。その近くの桜中でも3台しか入っていない。土浦は全教室ですから。そういう意味で言うと是非議会で言うのであれば。ただ、ICTについては良い面と悪い面があるので、あんまり強調してしまうと、人間性とかがあるので、そろっていることに越したことはないんですけど、使い方が非常に微妙なところがあるので難しい。一番言いたいことは、1頁の始めの部分に国の方針とか述べていますので、担当が考えてくれましたので、是非宣伝していただければ。意識はしております。

○鈴木委員 ICT化についてなんですけど、私もあまり賛成ではないんです。コンピューターばかりに子どもたちが関わってしまうとどうなのかなど。是非教育長、ヤギでも子どもたちにいっぱい触らせてあげて、そういう生きた動植物の実体験の教育との両輪でやってほしいという、特に井坂教育長が得意なのでその辺は現場と調整を取りながらよろしくお願いいたします。これが要望ですが。

○福田委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 それでは次に移ります。(10)土浦市教育相談室の移転について、執行部より説明をお願いします。

○中山指導課長 土浦市教育相談室の移転についてご報告いたします。現在教育相談室が入っている真鍋事務庁舎につきましては、建築後50年近くが経過いたしまして老朽化が進んでいるために、耐震化が確実に確保されております旧穴塚小学校へ移転することにより、安全でかつ充実した教育環境を保持することを目的として進めております。移転スケジュールにつきましては、令和元年10月1日運用開始を目指して現在改修工事を進めているところでございます。次の頁からの図面につきましては後ほどご覧ください。

○福田委員長 質問がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 よろしいですか。それでは提出された資料の説明は終了しました。その

他、何か執行部からありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** 委員の方からはありますか。

○**塚原委員** 国体のタオルが各小学校に配られたと聞いたが、いつ頃配られたのか。配ることを知らなかったなのでその辺を教えていただければ。

○**井坂教育長** 夏休み前。7月の半ばごろ。新聞は読売とか。二中の記事。

○**塚原委員** たまたま配るよという時に、学校からこれは何ですかと聞かれたので、新聞が出てから初めて知るというより、なんか情報があればいただけると。

○**羽生部長** 配慮が不足大変申し訳ございません。議会・委員会を通じて周知させていただければと思います。

○**福田委員長** その他ありませんか。なければ教育委員会は終了します。お疲れ様でした。暫時休憩します。休憩後、保健福祉部を行います。再開は11時10分とします。

(11時00分休憩)

(11時10分再開)

○**福田委員長** それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。保健福祉部を行います。協議及び報告事項に入ります。まず、議案関係(1)土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)について執行部より説明をお願いします。

○**藤井子ども福祉課長** 土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正(案)について、説明させていただきます。保健福祉部資料1頁をお願いいたします。1番の改正の理由につきましては、国の施策により、本年10月から、幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い、子ども・子育て支援法の一部改正など、関係法令が整理されることから、本条例について一部改正するものです。2番の改正の内容としては、教育・保育の無償化に関する所要の改正です。(1)の幼児教育・保育の無償化に関する規定の整備について、無償化となる対象者は、教育認定子ども満3歳以上幼稚園、認定こども園を利用の場合の1号、保育認定子ども、3歳児クラス以上保育所、認定こども園、一時預かり、認可外施設等を利用の場合の2号、住民税非課税世帯の保育認定子ども0～2歳児クラス保育所、認定こども園、地域型保育施設等を利用の場合が該当します。また、特定教育・保育に必要な物品の粘土やクレヨンや行事への参加、遠足の旅費に要する費用、主食・副食の食事の提供に要する費用があります。ただし、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降は副食費を免除されます。詳しくは、この後の補正予算案の中で説明させていただきます。(2)の特定地域型保育事業者等の連携施設に係る基準の一部を緩和するための改正については、代替保育について、連携施設以外の事業者から確保できる等の要件の規定、連携施設を確保しないことができる経過措置の延長をするものですが、6月に改正しました、土浦市家庭的保育

事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例と同じ内容の改正となります。(3)用語の整備につきましては、従来の認定と区別するため、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改正する等の用語の整備をします。3施行日は、令和元年10月1日です。説明は以上でございます。

○**福田委員長** はい、ありがとうございます。質問がありましたらお願いします。
(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次に移ります。障害者自立支援給付費支援事業の補正予算(案)について、執行部より説明をお願いします。

○**加藤障害福祉課長** 「事前委員会資料」2ページをお願いいたします。令和元年度土浦市一般会計補正予算(案)、障害者自立支援給付費支援事業につきましてご説明いたします。補正の理由につきましては、国の総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため「子ども・子育て支援法」の一部改正に伴い、児童福祉法施行令が改正され、就学前の障害児の児童発達支援においても利用者負担が無償化になることから、無償化に係る費用の増額補正を行うものでございます。事業概要といたしましては発達に支援が必要な児童に、日常生活の基本動作及び集団生活に適應できるよう、必要な指導・訓練を行う「児童発達支援」と呼ばれる事業が主なものになります。(1)無償化の対象となる児童は、満3歳から5歳の児童で、無償化の対象となる期間は、満3歳になった最初の4月から小学校入学前の3年間となります。ここで資料の訂正をお願いします。資料2 満3歳から5歳の児童177人を145人に訂正をお願いします。令和元年8月1日現在、無償化となる「児童発達支援」を利用している児童は177人で、そのうち、無償化となる満3歳から5歳の児童は145人となります。(2)対象となるサービスは、児童発達支援のほか記載のとおりとなります。(3)利用者負担は、現在、サービス給付費の1割を負担する事になっていますが、その負担分が無料となります。なお、障害児の福祉サービスの利用者負担は、月の上限額が設定されており、市町村課税世帯で所得割28万円未満の場合は、月額4,600円、それ以外の課税世帯は、月額37,200円となり、それらが無料となります。(4)実施時期は、令和元年10月1日からとなり、(5)財源措置は、現在、交付申請を行っている「障害児入所給付費等国庫負担金」の中で対応することとなり、負担割合は記載のとおりとなります。3ページをお願いいたします。補正予算額といたしましては、歳入につきましては、本事業が、障害者自立支援給付費に含まれていることから、障害者自立支援給付費に対する、国の負担分2分の1といたしまして、民生費国庫負担金133万9千円、県の負担分4分の1といたしまして、民生費県負担金66万9千円、市負担分4分の1といたしまして、一般財源67万1千円を増額させていただき、総額267万9千円とさせていただくものでございます。また、歳出につきましても、扶助費を歳入と同額の267万9千円増額させていただくものでございます。4ページをお願いいたします。児童発達支援の無償化を知らせる周知のチラシになります。説明は以上となります。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次に移ります。議案関係(3) 幼児教育・保育の無償化の補正予算(案)について、執行部より説明をお願いします。

○**藤井こども福祉課長** 幼児教育・保育の無償化について、説明させていただきます。

保健福祉部資料5頁をお願いいたします。補正の理由につきましては、本年10月より幼児教育・保育の無償化が実施されることから、所要の補正を行うものです。2事業概要の(1)対象者と対象範囲等については、8ページの「幼児教育・保育の無償化の主な例と歳入・歳出の影響」により、説明させていただきます。対象となる児童ですが、3歳から5歳の子どもについては、左側の上が、保育の必要な子どもと、その下が、上記以外の子どもに分けられます。また、その下に、住民税非課税世帯の0歳から2歳も対象となります。上の四角の3歳から5歳の保育の必要な子どもについて、右側の太線の四角になりますが、幼稚園も下の枠の幼稚園の預かり保育を合わせて利用することで保育認定の対象となります。これまで、保育認定の児童は、主に保育所、認定こども園を利用していました。なお、保育所、認定こども園等の保育料は全額無償となりますが、新制度に移行していない幼稚園は月25,700円まで無償となります。また、幼稚園等の預かり保育は月11,300円まで無償となります。また、その下の四角になりますが、認可外保育施設、一時預かり事業など、とありますが、保育の必要な子どもで、幼稚園、保育所、認定こども園等に在籍していない場合は、認可外保育施設、一時預かり事業などの利用も対象となり、認可保育所における保育料の全国平均月額37,000円まで無償となります。その下になります。保育の必要な子ども以外は、幼稚園と認定こども園等を利用した場合に対象となり、認定こども園の保育料は全額無償ですが、新制度に移行していない幼稚園は月25,700円まで無償となります。その下の住民税非課税世帯の保育の必要な子ども0歳から2歳については、保育所、認定こども園、地域型保育、認可外保育施設までが対象となり、月42,000円まで無償となります。また、その下に、副食費、おかず代の無償化がありますが、これは、低所得者や第3子以降の副食費を免除するものです。保育料は無償となりますが、現在の保育料に含まれている、副食費、いわゆる「給食費」は、有料のまま、残ります。10月以降の給食費は、公立保育所は市が徴収し、民間については各施設で徴収することとなります。現在、低所得者や第3子以降の方については、保育料が無料ですので、継続して免除とするものです。月4,500円まで、国の定めた基準ではありますが、無償にします。1番下の四角になりますが、無償化実施円滑化事業及びシステム改修事業は、無償化に係る事務費及びシステム改修費等を、県が全額補助するもので、原資は100%国となります。次に、右側の令和元年度歳入・歳出の影響について、説明させていただきます。無償化に伴う負担割合は、一部を除いて、国1/2、県と市が各1/4となっておりますが、今年度に限っては、国が臨時交付金により県と市の分も負担します。なお、臨時交付金については、財政課の補正予算として計上して

おります。また、記載の金額は、利用の仕方によって金額を集計しており、補正予算額の個々の運営事業の額とは異なるものもありますので、ご了承願います。合計は同額でございます。

5ページにお戻り願います。2の(2)の実施時期については、令和元年10月1日です。(3)の財源等については、初年度に要する経費は全額国費負担となりますが、その後の負担割合は、一部を除いて、国1/2、都道府県1/4、市1/4となります。ただし、公立施設は市10/10となります。

6ページをお願いいたします。3補正予算額について歳入の14款1項1目4節児童福祉費負担金は、保育料、一時預かりの無償化に伴う保護者の負担する保育料分の減額です。16款4項2目2節児童福祉費交付金は、保育料の無償化分と副食費の免除に伴う、国庫交付金の増額です。17款2項2目5節児童福祉費補助金は、無償化に係る事務費及びシステム改修費等についての県補助金の予算の計上です。

歳出の私立保育園運営事業の13節委託料については、副食費の免除に伴い、増額分がありますが、私立保育園の副食費が施設徴収になり、減額分が多いことから、トータルで減額となります。私立認定こども園運営事業の20節扶助費については、認定こども園の保育料の無償化分と副食費の免除に伴う増額です。地域型保育運営事業の20節扶助費については、地域型保育事業等の保育料の無償化に伴う、増額です。7ページをお願いいたします。私立幼稚園運営事業の20節扶助費については、私立幼稚園の保育料と一時預かりの無償化に伴う予算の計上です。認可外等保育施設運営事業の20節扶助費については、認可外等保育施設の保育料と一時預かりの無償化に伴う予算の計上です。副食費補足給付事業の19節負担金補助及び交付金については、私立幼稚園在籍の副食費免除者に対する予算の計上です。私立幼稚園に対して創設される補助制度で、この制度のみ負担割合は国県市各1/3となりますが、今年度は全額国負担となります。幼児教育・保育無償化事業は、無償化関連用消耗品やガイドブック作成費用、また、システム改修委託料等の予算の計上です。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**鈴木委員** 6ページの補正予算の歳入の所、本年度は全額国の負担で、その後次年度から国が1/2で、県と市が1/4という形ですよね。そうすると本年度当初予算額で国の方で10億で、14款1項1目4節は、市の方で4億7,000万、県の方が当初予算額でゼロ。なぜゼロなのかというのが解らないのと、補正では市の方が保護者負担分が減る。国の方からは2億位お金が入ってきて、県の方は当初予算額は0だったんだけど、補正でお金が返ってくるわけだけど、その辺の歳入の仕組みとか流れが理解できないのでその辺を詳しく説明していただきたい。

○**藤井こども福祉課長** 8ページの方で説明させていただきます。右上になりますが、①の部分になります。まず歳入から説明させていただきます。歳入につきましては保護者の負担金です。こちら保育料が無料になる分になります。こちらが入ってこなくなるということになります。対しまして、国が1/2とありますが、まず保育

利用につきましては、国が定めて基準額がありまして、それに対して市が他の保育料を安く設定しております。安く設定している保育料を集めているわけですが、この減額分が1億1,739万という数字になります。国の法で交付される基準につきましては、国が決めた保育料、高い保育料で計算されまして、他の分も入ってくると。その分が、歳入が多くなるということでもちょっと多めに入ってくる。戻っていただいて6ページですが2番目の16款の国庫支出金になります。先ほどお話しをさせていただきました保育料の減額分に対しまして、国の方から入ってくる。市の保育分の減額ですが、資産では4,200万程度市の方で、国の基準より多く払っている金額と言うことになります。それに対しまして、保育料が無料になっている部分がありますので、その支出分を差し引きしまして、2億ということになっております。県の支出金になりますが、こちらは、国の原資100%なんですが、国から一度県を通して入ってくるということで県の補助金という扱いで計上しております。

福田委員長 他にありますか。

下村委員 5ページの方で3の財源という所ですけど、初年度は全額国費で負担。その後の負担は、国1/2、県1/4、市1/4。今回は先ほどの8ページの右側の表で話をしていた臨時交付金、この分は今回はくれるけど、来年からは見なさいよと言っているわけですか。

○**藤井こども福祉課長** その通りでございます。

○**下村委員** ただし公立施設は市が10/10というのは、公立施設は市の保育園とか幼稚園と言うことでよろしいのですか。

○**藤井こども福祉課長** 公立の保育所だけが対象です。幼稚園はまた別の制度となります。

○**下村委員** どうして公立の施設は市で10/10を負担しなければならないのか理由は何かありますか。

○**藤井こども福祉課長** うる覚えですが、平成16年か17年に小泉改革がありまして、三位一体の改革というのがあったかと思いますが、その時に公立については、全て市の負担。建設運営についてもということで決まっているものでございます。

○**福田委員長** その他ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次に移ります。議案関係(4)高等職業訓練促進給付金等事業の補正予算(案)について、執行部より説明をお願いします。

○**藤井こども福祉課長** 高等職業訓練促進給付金等事業について、説明させていただきます。9ページをお願いいたします。補正の理由については、国の施行令の一部改正に伴い、高等職業訓練促進給付金の支給期間の延長及び支給月額が増額されたことから、増額補正をお願いするものです。2事業概要になりますが、事業内容ひとり親家庭の父又は母の就職の際、有利性を確保し、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、給付金等の支給を行っています。支給対象者は児童扶養手当の支

給となる程度の所得水準にあり、1年以上修学し、資格取得が見込まれる方です。対象資格 看護師など、記載のとおりです。支給金額になりますが、改正前は給付金が非課税世帯：月額10万円、課税世帯：月額7万5000円修了一時金が非課税世帯：5万円、課税世帯：2万5,000円となっております。支給期間については、改正前は最長3年で毎月支給をしております。補助率 国3/4、市1/4となります。改正内容につきましては、支給月額を増額です。養成機関における課程の修了までの期間における最後の12ヶ月の支給額について、4万円増額するものです。これにより非課税世帯が月額14万円、課税世帯が月額11万5000円となります。

(2) 支給期間の延長です。4年に延長するものです。(3) 増額対象者は、現在の受給者10名のうち5名が対象となり、216万円を見込んでおります。10ページをお願いいたします。4補正予算額について、歳入3節母子家庭等対策総合支援事業費補助金162万円は、国庫補助金で、国の負担は3/4です。歳出20節扶助費高等職業訓練促進給付費216万円の増額です。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**矢口副委員長** この事業はまるっきり解ってないので教えていただきたいんですけど、一人親家庭の父または母の就職の際ということで、子どもでなくて、父または母の就職する時が対象ということですか。

○**藤井こども福祉課長** その通りでございます。母子家庭になりまして、なかなか就職するのが難しいという時に、資格を取りますと就職に有利になりますので、資格を取るまでの間、この給付金を支給し、その間生活していただきまして、学校に通い資格を取って就職していただくというような制度です。

○**矢口副委員長** ということは、具体的な事例でいうと、結婚生活を営んでいて、離婚を機に就職していなかった方に、就職していただくための支援事業ということなんですね。

○**藤井こども福祉課長** はい。

○**福田委員長** その他ございますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次に移ります。議案関係(5)令和元年度土浦市介護保険特別会計補正予算(案)について、執行部より説明をお願いします。

○**水田高齢福祉課長** 委員会資料の11ページをお願いいたします。令和元年度介護保険特別会計補正予算(案)の一般管理事業についてご説明いたします。1補正の理由でございます。本年10月の消費税引き上げに伴い、介護報酬の改定が予定されており、報酬単位の変更や新たな加算項目が設けられることから、現在使用している介護事業所台帳管理システムの改修が必要となりました。その改修費用について増額補正をお願いするものです。2事業概要でございます。介護事業所台帳管理システムの改修で、その内容は介護報酬体制情報への新規加算項目の追加、県との情報連携データの作成、出力の設定変更などになります。システム開発事業者はニッ

セイ情報テクノロジー(株)となります。改修費用は8万8千円で、財源は国庫補助が1/2、残りの1/2が一般会計からの繰入金となります。3補正予算額につきましては、歳入が国の介護保険事業費補助金4万4千円、及び一般会計からの事務費繰入金4万4千円を増額し、歳出は1目一般管理費14節使用料及び賃借料を4万4千円増額し、621千円とするものです。説明は以上になります。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次、報告に移ります。令和元年度土浦市介護保険特別会計補正予算の専決処分について(令和元年7月29日専決)を、執行部より説明をお願いします。

○**水田高齢福祉課長** 委員会資料の12ページをお願いいたします。「平成30年度土浦市介護保険特別会計補正予算(案)平成30年度決算に伴う精算事業」でございます。この補正予算につきましては、平成30年度の介護給付費等が確定したことにより精算を行うもので、介護保険の制度上、毎年第3回定例会にて補正をお願いしているものでございます。1番の負担金・交付金等の返還及び受入につきまして、平成30年度は、国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金の地域支援事業分について、保険給付額が見込みを下回ったことから、超過受入分について返還するもので、支払基金交付金の介護給付費分については、実績額が見込額を上回ったことから不足分が交付されるものでございます。続いて、13ページをお願いいたします。2番、介護給付費準備基金積立につきましては、平成30年度の支払基金交付金の介護給付費の追加交付分、保険料決算剰余金、及び介護報酬等の返還分について、介護給付費準備基金へ積み立てを行うものでございます。なお、現在の基金残高は、5億1,831万7,370円となっており、今回の積立額7,981万9,185円を加えますと、5億9,813万6,555円となります。この基金につきましては、給付費が見込みを上回った場合や、保険料が不足した場合に充当するための財源となるものでございます。次に、3番、平成30年度一般会計繰入金の精算でございます。これは、保険給付費や地域支援事業の市負担分及び低所得者の保険料を軽減するための国・県・市の負担分や職員給与費、事務費の繰入金でございまして、実績額が確定したことから、超過受入れ分について、市の一般会計に返還するものでございます。14ページにつきましては、精算事業に係る歳入・歳出の状況を一覧表にしたものです。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次、報告に移ります。令和元年度土浦市介護保険特別会計補正予算の専決処分について(令和元年7月29日専決)を、執行部より説明をお願いします。

○**水田高齢福祉課長** 委員会資料の15ページをお願いいたします。第1号被保険者保険料過誤納還付について、専決処分いたしましたので、ご説明をさせていただきます。

す。1 専決の理由です。介護保険料につきましては、前年の所得に応じて算定されるもので、被保険者が前年の所得に誤りがあり修正申告等をした場合には、介護保険料についても更正を行い、その額が減額となった際には過誤納還付金として返還しております。また、還付を速やかに行わないと被保険者の不利益となりますことから、専決処分により対応させていただいたものです。2 事業の概要です。7月までの還付額は①のとおり確定しており、8月以降については前年を参考に見込ませていただき、④当初予算と⑤予備費を充用した残りの不足分について補正をさせていただいたものです。3 補正予算額です。歳入については、1 節介護給付費準備基金繰入金を176万9,000円増額し、歳出については、2 3 節償還金利子及び割引料を歳入同額増額補正したものです。説明につきましては、以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** 専決処分の報告について〔事故の和解について(その1)〕を、執行部より説明をお願いします。

○**藤井こども福祉課長** 専決処分の報告をさせていただきます。事故の和解が、2つございます。その1、その2と関連がございますので、併せて説明させていただきたいと思います。16ページをお願いいたします。この事故は、4月に市立神立保育所において、入所式を開催した際、普段、駐車場として使用していない保育所の庭を、保護者用駐車場として開放したところ、職員の誘導不足により、保護者の運転する車両がコンクリート製花壇に接触し、車両が破損したものです。17ページをお願いいたします。上の位置図をご覧くださいと思います。○の部分事故の箇所、門を入れてすぐの場所になります。下の写真の左下から中央に写っているのが花壇です。道路から庭に入る際、庭の方が高くなっており、かなりの高低差・傾斜があり、運転席からは、左側の花壇が全く見えなくなります。誘導職員は、道路と車の駐車位置に1名ずつ配置しておりましたが、花壇の地点には配置していませんでした。以前の行事の際には、誘導員を配置していました。駐車するために入ってきた保護者の車両について、はじめの1台目と2台目が続けて事故を起こしており、相手方からは誘導者がいなかったためと指摘を受けました。18ページの写真が1台目の状況です。また、20ページの写真が2台目の状況です。16ページにお戻り願います。対応については、市が加入する全国市長会学校災害賠償保険が該当になりました。なお、過失割合は市80保護者20です。和解の概要は、市が相手方に対し、金33万1,437円を支払い、本件事故に関しては双方とも債権債務関係がないこととしました。19ページをお願いいたします。事故の和解その2につきましても、同じ内容で、和解のために相手方に支払った金額は8万3円でございます。なお、事故後、この花壇は危険と判断されたことから、7月に撤去しております。説明は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**下村委員** 不思議な事故の専決処分の報告です。ここに誘導員がいなかったからとい

うけれど、誘導員が全然いなかったらどうなっているんだろうと思う。自損事故であり、逆に物損事故としてもらいたいくらいと言ったら失礼だが、20%は向こうの過失ということだが、こういうのは保険会社との話し合いがあって、市が80%の負担をしなければならないということか。

○藤井こども福祉課長 保険会社と相談させていただきまして、運転の際は車が上向きになりますと、左下が見えなくなり、そこにちょうどこの花壇があるのと、駐車場に入ってきた車1台目と2台目が連続して事故を起こしている。これは誘導員がいなかったからだろうという指摘を受けまして、8対2と保険会社に了解をいただいたということです。

○下村委員 撤去したから解決するのかもしれませんが、市はこういう専決処分、事故だとか、和解だとか報告がありますが、市の立場はいつも弱いと思います。

○福田委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 それでは次その他に移ります。1令和元年度土浦市戦没者追悼式挙行見送りについて、執行部より説明をお願いします。

○長谷川社会福祉課長 委員会資料の21ページ「令和元年度土浦市戦没者追悼式挙行見送りについて」ですが、土浦市戦没者追悼式につきましては、例年、高齢化が進む遺族の方々の体調を考慮しまして、参列しやすい気候の9月か10月に挙行しておりましたが、今年度につきましては、会場であります土浦市民会館が大規模改修工事を行っており使用できないことや、同時期に茨城国体の実施、また、花火大会の開催がありますことから、挙行は困難と判断いたしましたので、今年度の戦没者追悼式につきましては、見送りとさせていただきますことを、ご報告させていただきます。来年度は、新装となった土浦市民会館で挙行いたしますので、よろしくお願いたします。なお、このことにつきましては、土浦市遺族会にご説明し、同意を得ております。資料には、戦没者追悼式の目的、これまでの実績、今年度の国・県の戦没者追悼式について記載しております。昨年度は9月24日の休日に挙行しまして、遺族83名、来賓81名の参加者でした。遺族の高齢化により、参加者が減少しております。説明につきましては以上です。よろしくお願いたします。

○福田委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○鈴木委員 遺族の定義というはあるのですか。

○長谷川社会福祉課長 遺族の定義というははっきりしないんですが、遺族に関しては通知を出して来られた方には引き続き通知を出す様にしております。通知をいらないよという方に対してはお止めしている様な状況です。結果的にだんだん減ってきているのが現実です。

○鈴木委員 遺族年金をもらっている、もらっていないというのは基準に入っている？

○長谷川社会福祉課長 入っておりません。

○福田委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

- 福田委員長** それでは次に移ります。2 土浦老人デイサービスセンター「つわぶき」の廃止について、執行部より説明をお願いします。
- 水田高齢福祉課長** 委員会資料 2 2 ページをお願いいたします。本件につきましては、7 月 26 日に事前に各委員さん宅にお伺いし、同様の文書を配布させていただきました。改めて、ご説明させていただきます。当施設は平成 4 年 9 月に老人福祉法の規定により設置され、平成 12 年には介護保険法に基づく事業所として、また平成 17 年度からは指定管理者により運営をしております。3 の利用者の推移にもございますように、年々利用者数が減少しており、現在の指定管理者からは指定期間が終了する今年度末以降の更新をしないとの申し出を受けております。平成 12 年当時の市内でのデイサービス事業所は 7 箇所で開催されておりましたが、現在は 23・24 ページの一覧表にありますように、52 箇所の事業所で開催されており、その供給体制は整っていると判断し、令和 2 年 3 月 31 日をもって廃止することといたしました。今後は、現在当事業所を利用している方が他の事業所に円滑に移行できるよう、ご本人の意向やケアマネジャーへの確認を十分に行い、丁寧に対応してまいります。また、廃止に伴い、土浦市老人デイサービスセンター条例の改正を第 4 回定例会で予定しております。なお、当施設と併設の老人福祉センター「つわぶき」については引き続き事業を継続してまいります。説明につきましては、以上でございます。
- 福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。
（「なし」の声あり）
- 福田委員長** それでは次に移ります。3 新治地方広域事務組合からの脱退について、執行部より説明をお願いします。
- 水田高齢福祉課長** 委員会資料の 25 ページをお願いいたします。新治地方広域事務組合からの脱退について、でございます。昨年 12 月議会の全員協議会におきまして、新治地方広域事務組合からの脱退について、かすみがうら市及び石岡市と協議を開始しましたことをご報告いたしました。その後の経過等につきまして改めてご説明させていただきます。ご案内のとおり、新治地方広域事務組合は、昭和 49 年に新治村、千代田村、出島村、八郷町が、ごみ処理施設の運営、老人福祉センターの設置等を共同処理する目的で設立した一部事務組合で、それぞれの町村の合併を経まして、現在は土浦市、かすみがうら市、石岡市が構成団体となっております。現在、組合は、平成 21 年 12 月に 3 市で締結しました、「組合事務事業に関する協定」に基づき運営されており、10 年間の協定期間が終了いたします令和元年度末をもって組合を脱退することについて、2 市との協議を進めております。26 ページをご覧ください。一番上の「民生」と書いた図は、老人福祉センター「ふれあいの里」の利用について示したものです。本市が組合から脱退した後、1 年間は施設を運営する予定となっておりますが、脱退に伴い、これまで利用されてきた方が利用する場合、地区外利用となるためこれまでの 300 円から 500 円に利用料金が変わることになります。2 番は今後のスケジュールです。本年 12 月、3 市の議会に土浦

市の脱退についての議案を提出させていただきます。議決後、茨城県へ許可申請を行い、令和2年3月31日で土浦市が脱退いたします。翌年、令和3年3月31日をもって組合を解散し、4月から2年間で施設の解体を行う予定でございます。3番は第4回定例会への提出議案でございます。現在、茨城県に事前協議を行っておりますことから変更となる可能性はございますが、3本の議案を想定しております。1つ目が組合からの脱退について、2つ目が財産処分について、3つ目が施設解体費用に係る補正予算、債務負担行為を設定するものでございます。4番は施設解体費用の各市の負担割合でございます。解体費用の金額につきましては、解体工事の内容などを3市で協議中であり、施設建設時の負担割合、組合の分担金条例で定める均等割、人口割を現在の人口で換算いたしますと、本市の負担割合は、民生、老人福祉センター部分が約14%、衛生・老人福祉センター以外の施設が約18%となります。27ページは、施設の位置図、28ページは施設平面図、29ページは2つの施設概観写真でございます。説明は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**下村委員** 施設解体費の各種負担というところで、老人福祉センターふれあいの里の解体は高齢福祉課が担当なんですか。

○**水田高齢福祉課長** 老人福祉センターふれあいの里につきましては高齢福祉課の所管で、新治地方広域事務組合に対して負担金を支出しているものでございます。

○**下村委員** そうすると負担割合14%は決まったらすぐに出すと。そういう作業が高齢福祉課にあるわけだ。

○**水田高齢福祉課長** そのとおりでございます。

○**福田委員長** 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次に移ります。4の年金生活者支援給付金制度について、執行部より説明をお願いします。

○**菊田国保年金課長** 資料の30ページをお願いいたします。年金生活者支援給付金制度についてご説明させていただきます。年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。給付金の受取にあたっては、請求書の提出が必要になります。1の対象者等につきましては、(1)老齢基礎年金の受給者と(2)障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者とがあります。(1)老齢基礎年金の受給者につきましては、要件は、65歳以上であること、世帯員全員の市町村民税が非課税であること、年金収入額とその他所得額の合計が879,300円以下であることです。879,300円につきましては、平成30年度の老齢基礎年金受給額(満額)が779,300円であり、これに加える所得額10万円を上限として、879,300円となっております。

給付額は、月額5,000円を基準とし、保険料納付期間等に応じて算出されます。満額の場合は、年額で6万円になります。(2)障害基礎年金・遺族基礎年金の受給

者につきましては、要件は、所得要件として、前年の所得額が基準額462万1,000円+扶養親族の数×38万円以下であることです。これは、障害基礎年金の20歳前の傷病による場合の支給停止限度額に対応しております。給付額は、障害基礎年金受給者については、障害等級が2級の場合月額5,000円、障害等級が1級の場合月額6,250円です。1級は2級の1.25倍ですが、障害基礎年金の受給金額も1.25倍であり、これに対応しております。遺族基礎年金受給者については、月額5,000円です。2の施行日につきましては、令和元年10月1日です。消費税率10%への引上げの日です。3の手続等ですが、冒頭で説明させていただきましたが、請求が必要になります。請求により受給権が発生します。対象者に対して、日本年金機構から、請求手続の案内が、9月上旬から送付されます。平成31年4月以降に新規で年金受給申請をする方については、同時に年金生活者支援給付金の申請も受付けております。請求書・はがきのスタイルですが、氏名や電話番号などを記入して、目隠しシールをはって、日本年金機構に提出します。その後、審査結果の通知が日本年金機構から送付されます。そして、支払月上旬には、振込通知書が日本年金機構から送付され、通知書に記載のある金額が年金に上乗せ支給されます。給付金の支払は、2か月分を翌々月の中旬に年金と同じ口座に振り込まれます。例えば、10月分と11月分が12月中旬に、年金とは別に振り込まれます。以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**下村委員** この制度は期間限定なんですか。

○**菊田国保年金課長** 消費税率が上がって対応するものなのでこれからずっと続きます。

○**下村委員** 例えば、対象者の大きな1番の(1)で老齢基礎年金の受給者とありますが②で世帯員全員の市町村民税が非課税であることとあるが、最近世帯分割というのが発生してきて、そういった調査というのはどういう風にやられているんですか。受給資格が増える可能性もあるんですけど。

○**菊田国保年金課長** 受給要件に該当すれば、受給の対象となると思われます。ご指摘いただいているような事態は生じているかと思われます。

○**福田委員長** 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** 以上で提出された資料の説明は終了しました。その他何か執行部からありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** 委員の皆さんから執行部に何かありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** はい、それでは執行部はご退室していただいて結構です。ありがとうございました。

(執行部退席)

○**福田委員長** それでは、その他に移ります。本年度の議会報告会開催日が、広報広聴

委員会にて11月20日（水）午後2時から第3委員会室にて行うことと決定いたしました。このことについては、9月定例会初日の全員協議会にて報告の予定となっております。それに伴い、本委員会も発表する議題と報告者を決定する必要があり、次回の委員会までに決定いたしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○小野議会事務局係長 持ち時間が15分ですので15分以内に終われるようお願いいたします。

○鈴木委員 視察のテーマは如何でしょうか。

○小野議会事務局係長 久留米市では久留米市シティプラザ運営事業についてと、北九州市では子育てふれあい交流プラザにおける取り組みについてになります。

○福田委員長 今年度の事業の概要等々ありますので、考えていただきたいと思えます。

（「改選後の初っぱなだからね」との声有り）

○福田委員長 その辺定例会中の委員会にて決定したいと思えますのでよろしくお願いいたします。その他、委員の皆さんからございますか。

（「なし」の声あり）

○福田委員長 よろしいですか。それでは長時間に渡りご苦労様でした。以上で文教厚生委員会を閉会いたします。